第32回 白川・東白川地域公共交通活性化協議会 次第

日 時 令和6年11月22日(金)午前9時30分~ 場 所 白川町町民会館 1階大研修室

- 1. 開会
- 2. 会長あいさつ 白川町長 佐伯 正貴 副会長あいさつ 東白川村長 今井 俊郎

名古屋大学大学院教授 加藤 博和

(議事進行) 座長: 白川町副町長 安江 章

- 3. 協議事項
 - (1) 令和6年度 白川・東白川地域公共交通計画の達成状況と評価 【資料1】、【資料2】 検証について
 - (2) 東白川村内の移動支援の充実について

【資料3】

- 4. 報告事項
 - (1) おでかけしらかわ・ひがししらかわ利用状況について 【別紙】
 - (2)地域や利用に則した運行見直し後の実績について 【資料4】
 - (3) 高齢者交通安全大学の実施について 【資料5】
 - (4) デジタル技術を活用した使いやすいシステムの導入に向けた取り組み 【資料6】
 - (5) 地域公共交通サービスの充実への企業版ふるさと納税について 【資料7】
 - (6) 東白川村の公共交通利用状況について 【資料8】
- 5. その他
 - ・選挙期日前投票運賃支援(10月 衆議院選挙)29人利用(利用者は運賃無料、町選挙予算から補てん)
 - ・ふるさとまつり来場者送迎(10月27日) 各地区バス160人 巡回バス71人
 - ・ 次回の会議

日時:令和7年2月21日(金)午前9時30分から

場所:白川町役場分館3階 大会議室

6. 閉会

<配付資料>

資料1 令和6年度 白川・東白川地域公共交通計画の達成状況の評価検証について

資料 2 地域公共交通計画の評価等結果の様式

資料3 東白川村内の移動支援の充実について

資料4 佐見地区の運行見直しにおける実績

資料 5 高齢者交通安全大学の実施について

資料6 デジタル技術を活用した使いやすいシステムの導入に向けた取り組み

資料7 地域公共交通サービスの充実への企業版ふるさと納税について

資料8 東白川村の公共交通利用状況について

令和6年度 白川・東白川地域公共交通計画の達成状況の評価検証について

1 計画の達成状況及び評価について

白川・東白川地域公共交通計画では、定められた確認時期において事業の実施状況や 評価指標値を整理し、計画の進捗確認と効果検証・評価を行うこととしています。

目標① 公共交通年間利用者数

利用促進や使いやすさの向上に取り組むことで、定期バス、予約制バスの利用者数の増加を目標とする。

基準	実績	目標	
2023年	2024年	2028年	
53,123 人	53,776人	56,000 人	

○達成状況・分析

- ・未達成ではあるが、目標へ順調に推移している。※653人増
- ・増減率は、路線バス-0.2%、各地区バス7%、JR接続便-4%
- ・JR 接続便は、通学する生徒が減少したため。
- ・各地区バスはほとんどの地区で増加している、特に黒川は病院や買い物での利用が 増え利用者の増加に繋がった。
- ・R5 年度実施事業として、おでかけツアーの企画と開催(中学生を対象としたショッピングモールツアー)と中学3年生の保護者を対象とした説明会を実施した。

○今後の取り組み

- ・地域の利用に則した運行の見直しを随時行い、暮らしに密着した交通サービスを目 指す。
- ・交通事業者や地域部会との定例会議を実施し情報連携を密にすることで乗継や乗り合いを意識した運行を行う。

目標② 75歳以上の免許保有率

安心して免許返納ができる環境を整えることで返納を促進し、現状(2023年)の保有率以下を目標とする。

基準	実績	目標
2023年	2024年	2028年
48. 5%	51. 1%	48.5% 以下

○達成状況・分析

- ・未達成(75歳以上免許保有者1,335人/75歳以上人口2,611人)
- ・75 歳以上人口は 27 人増加し、免許保有者は 82 人増加したことにより免許保有率 が上昇した。
- ・警察署と連携し交通安全大学で公共交通の PR をした。

○今後の取り組み

- ・公共交通の利便性を周知し体験乗車等を行うことで、免許返納へのハードルを下 げ、ノーマイカー生活(免許返納)が可能であることを認識してもらう。
- ・地域部会が主体となって、利用者ニーズを吸い上げノーマイカー生活への不安を払 しょくすることでより地域に寄り添ったサービスの提供を行う。

目標⑤ 各地区便1台の平均利用者数(1日当たり)

予約制バス各地区便の効率的な運行によってより多くのニーズに対応するため、1日 当たりの1台の平均利用者人数の増加を目標とする。

基準	実績	目標
2023年	2024年	2028年
7. 3人	7. 4人	8人 「
内 4.0人	4. 3人	各地区バス
3. 3人	3. 1人	JR 接続便
		1

○達成状況・分析

・高校生の減少により、JR 接続便の利用者は減ったが、各地区バスの利用は増えたため平均利用者数は微増となった。

○今後の取り組み

- ・随時地域や利用に則した運行の見直しと、適切な PR・情報発信を行い、引き続き効率的な運行を目指す。
- ・新庁舎完成が令和7年10月に予定されており、カフェを新設し快適にバスを待つ場所としての機能と認知度を向上させる。また、近隣の小中学校へチラシ配布を行い、公共交通を利用する意識醸成を図る。

目標⑥ 公共交通の町村費投入額(住民一人当たり)

サービスを充実させつつ、輸送資源を有効に活用することで町村費投入額の抑制を図る。

基準	実績	目標	
2023年	2024年	2028年	
3,919円	3,768円	5,000円以下	

○達成状況・分析

- ・計画当初の費用よりも町村費投入額を抑え目標を達成している。
- ・燃料費等の微増に対し町営バス業務委託の運転手一元化により費用減が上回り、運 行経費が減少した。
- ・県補助による地方バス路線補助金が走行距離に応じ増加し、収入額が増加した。

○今後の取り組み

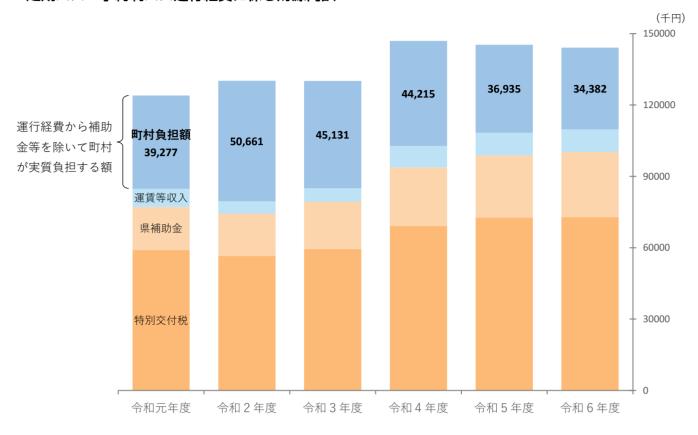
- ・地域や利用に即した運行の見直しを行い、運行本数やルートの最適化を図り、効率的な運行を目指すことで支出額の抑制を図る。
- ・引き続き利用者増による運賃収入額増加を目指すとともに、新たなサービスとして 「より柔軟なサービスの研究」や「貨客混載事業の研究と実証」を推進し、事業収入 の増加を目指す。

なお、目標③自宅通学を希望する高校生の自宅通学率と、目標④地域公共交通の認知 度は、確認時期が2026年であるため評価検証の対象外とする。

2 白川・東白川地域公共交通計画の評価等の結果報告について

上記の評価結果をもとに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第7条の2の 規定により別紙「白川・東白川地域公共交通計画の評価等結果(2023年10月~2024年9月)」を作成し、国土交通大臣に報告します。

定期バス・予約制バス運行経費に係る財源内訳



単位:千円

						TE - 113
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運行経費	124,026	130,180	130,144	146,980	145,301	144,129
濃飛バス運行費	51,417	54,147	55,140	61,279	61,275	61,297
町営バス委託料	51,185	53,684	52,918	59,924	63,326	68,298
ル 派遣料	11,450	11,236	10,929	11,246	5,850	0
ル 燃料費	4,643	4,628	5,424	7,756	7,854	8,125
<i>"</i> リース	3,546	4,907	5,355	6,052	6,074	6,125
ル その他	1,785	1,578	378	723	922	284
収入	84,749	79,519	85,013	102,765	108,366	109,747
運賃等	7,620	5,177	5,656	9,000	9,603	9,482
県補助金	18,107	17,698	19,865	24,541	26,159	27,400
交付税	59,022	56,644	59,492	69,224	72,604	72,865
町村負担額	39,277	50,661	45,131	44,215	36,935	34,382
町村人口	10,408人	10,122人	9,884人	9,655人	9,424人	9,125人
一人あたり	3,774円	5,005円	4,566円	4,579円	3,919円	3,768円

(集計期間:各年度 前年度10月~当該年9月)

<地域公共交通計画の評価等結果の様式>

白川・東白川地域公共交通計画の評価等結果(2023年10月~2024年9月)

			1		
目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
①公共交通年間利用者数	①-1地域や利用に則した運行の見直し ①-2東白川村内の移動支援の充実 ①-3より柔軟なサービスの研究 ②-1おでかけツアーの企画と開催 ②-2高校通学までに公共交通に関する教育の実施 ②-3ノーマイカー生活(免許返納)の推進 ②-7デジタル技術を活用した使いやすいシステムの導入 ②-8レンタサイクルを活用した利用促進	交通事業者提供 データ (毎年)	・53,776人 ・利用者数は600人ほど増加 ・JR接続便は通学生徒の減少したた め ・各地区バスはほとんどの地区で増加 おでかけツアー、説明会の実施	・地域や利用に則した運行の見直しを随時行い、暮らしに密着した交通サービスを目指す。 ・交通事業者との定例会議を実施し運行内容を見直す。	
② 7 5 歲以上免許保有率	①-2東白川村内の移動支援の充実 ①-3より柔軟なサービスの研究 ②-3ノーマイカー生活(免許返納)の推進	警察署保有アン ケート (毎年)	目標は未達成	・公共交通の利便性を周知し体験乗車等を行うことで、免許返納へのハードルを下げ、 ノーマイカー生活が可能であることを周知。 ・部会が主体となり、利用者ニーズを把握し 地域に寄り添ったサービスを提供する。	
⑤各地区便平均利用者数	①-1地域や利用に則した運行の見直し ①-3より柔軟なサービスの研究 ②-4白川町役場新庁舎完成に伴う利用環境の改善	交通事業者提供 データ (毎年)	・7.4人 ・JR接続便は減少したが、各地区バ スは増加。	・随時地域や利用に則した運行の見直しと、 適切なPRを行う。 ・新庁舎にカフェを新設し快適にバスを待て る場所としての機能と認知度を向上させる。 ・近隣の小中学校へチラシを配布し、公共交 通利用の意識醸成を図る。	
⑥町村投入額	①-1地域や利用に則した運行の見直し ①-2東白川村内の移動支援の充実 ①-3より柔軟なサービスの研究 ①-4福祉有償運送の充実 ①-5貨客混載事業の研究と実証 ①-6EV(電気自動車)を活用した「チョコ乗り」サービスの検討 ②-1おでかけツアーの企画と開催 ②-2高校通学までに公共交通に関する教育の実施 ②-3ノーマイカー生活(免許返納)の推進 ②-4白川町役場が庁舎完成に関う利用環境の改善 ②-5ふるさと納税を活用した利用促進 ②-6ホームページ・SNSのリニューアル ②-7デジタル技術を活用した使いやすいシステムの導入 ②-8レンタサイクルを活用した利用促進	運行経費から運 賃、補助金、交 付税を控除	・3,768円 ・前年度より減少 ・町村費投入額を抑えた。 ・白川町においては運賃収入が10% 増加した。 ・走行距離の増加により補助金額が 増額した。	・福祉有償運送の充実により、利用者の乗車時の負担を軽減するとともに適切な運送施策の選択を行うことで支出額の抑制を図る。 ・地域や利用に則した運行の見直しを行う。 ・新たなサービスを推進し、収入の増加を目指す。	

東白川村内の移動支援の充実について

東白川村の交通空白地有償運送について

東白川村労働者協同組合(以下「かもしか団」という)による交通空白地有償 運送の開始を可能としていただきたい。

【必要性】

東白川村内には、村内移動を担う「つちのこバス」、村外移動を担う「白川東白川線」、「中核病院通院バス」、「医療機関等送迎バス」があります。

各線は定時定路線や、1週間前までの予約により運行しているものであり、「突発的な利用」や「乗り遅れた場合の代替手段」が確保できていないことから、 既存路線を補完する位置づけで、導入をしたいと考えています。

なお、運賃は既存路線よりも大幅に高くなることから、日常的な利用者は想定 しておらず、利用者の重複は避けられるものと認識しています。

【利用条件】

- ① 東白川村の村内発、または村内着の場合のみご利用いただけます。
- ② 東白川村および白川町内全域での行動のサポートのみをお引き受けいたします。

【料金】

項目	料金(税込 消費税 10%)		
初乗り運賃(11km)	3,500 円		
加算運賃	1km ごとに 150 円加算		
待機料金	15 分ごとに 600 円加算 最初の 15 分無料		

一般タクシー (飛騨地区) との料金の比較

(例) 東白川村役場から白川病院に行き、帰りに喫茶店、Vdrug に寄る場合

10:00 東白川村役場出発

↓ 24 分 22.2km

10:24 白川病院着(加茂郡白川町坂ノ東)

● 喫茶店 七曲にて昼食

13:30 白川病院発

↓5分5.7km

13:35 Vdrug 白川店着(加茂郡白川町河岐)

1

13:55 Vdrug 白川店発

↓19分16.5km

14:14 東白川村役場着

移動距離合計 44.4km=44,400m

時間合計 4 時間 14 分 (うち待機時間 3 時間 26 分 (12360 秒)

一般タクシーかもしか団料金差一般タクシーとの料金比35,683 円15,650 円-20,033 円43.9%

計算式

東白川村労働者協同組合の料金 15,650 円	タクシー料金 36,931 円
初乗り運賃 3,500 円	距離制運賃 20,233 円 時間距離併用制運賃 15,450 円
加算運賃 4,950 円	
待機料金 7,200 円	初乗運賃 1100m まで 640 円
	加算運賃 221m ごとに 100 円、19,593 円
	待機時間 3 時間 26 分→206 分→12360 秒
	1分20秒 (80秒) ごとに100円→15,450円

様式第1-1号

(年号) 年 月 日

中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿岐阜県知事 殿

名 称 東白川村労働者協同組合

住 所 岐阜県加茂郡東白川村五加1546

代表者の氏名 代表理事 福田康弘

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 名称、住所、代表者の氏名 東白川村労働者協同組合 岐阜県東白川村五加1546 代表理事 福田康弘
- 2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

- 3. 路線又は運送の区域
 - (1) 路 線

	起	点	主たる経過地	終点	キロ程	備考
1	なし					
2						
3						
4						
5						

自動運行旅客運送 (特定自動運行旅客運送を除く。) 又は特定自動運行旅客運送を行う路線について は、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区域	備考
東白川村全域	東白川村発または、白川町発・東白川村着であること

自動運行旅客運送 (特定自動運行旅客運送を除く。) 又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置
本部 (Gifuto)	岐阜県加茂郡東白川村五加1546

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有区分	バス		バス (軽)		合 計	
	/n t			()		
	保有	自動運行特定自動運行		自動運行	特定自動運行		
	持込		*	5 (1)	* ()	5 (1)	*
	行込	自動運行	自動運行 特定自動運行		特定自動運行		
	合計				5 1)		5 1)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

自動運行旅客運送(特定自動運行旅客運送を除く。)又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

東白川村村民およびその関係者、東白川村に仕事または観光で訪れた方

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙「別紙東白川村労働者協同組合空白地有償運送料金設定. pdf」参照

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合)協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2)路線図
- (3) 法第79条の4第1~4号に該当しない旨を証する書類
- (4)地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11)(自動運行旅客運送を行おうとする場合)当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅 客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (12) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法 第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

(年号) 年 月 日

中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿岐阜県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

- 2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村(名 称) 白川・東白川地域公共交通活性化協議会(対象市町村) 岐阜県加茂郡白川町・東白川村
- 3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
- 4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名 東白川村労働者協同組合 岐阜県東白川村五加1546 代表理事 福田康弘
- 5. 調った協議の内容
- (1)路線又は運送の区域 岐阜県加茂郡東白川村
- (2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること) 別紙1参照
- (3) 運送しようとする旅客の範囲 東白川村村民およびその関係者、東白川村に仕事または観光で訪れた方
- 6. その他特記事項

(年号) 年 月 日 (白川・東白川地域公共交通活性化協議会)白川町町長・東白川村村長 中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿 岐阜県知事 殿

宣誓書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

(年号) 令和6年11月20日

名 称 東白川村労働者協同組合

住 所 岐阜県加茂郡東白川村五加1546

代表者の氏名 代表理事 福田康弘

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者(東白川村労働者協同組合)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名		/) 55	運転免許の種類					
	瓦	石	住所	区	分	種	類		
1							種		
2							種		
3							種		
4							種		
5							種		
6							種		
7							種		
8							種		

[※] 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別(普通・大型及び1種・2種)を記載すること。

[※] 第2種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者(東白川村労働者協同組合)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

(年号) 令和6年11月20日

住 所 岐阜県加茂郡東白川村神土3131-2

氏 名 福田 康弘

※ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運 行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件 を備えていることを証する書類を添付すること。 運送の主体(申請者名) 東白川村労働者協同組合

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名(本部(Gifuto))

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏	名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	福田康弘		岐阜県加茂郡東白川村神土 3131-2			
2						
3						

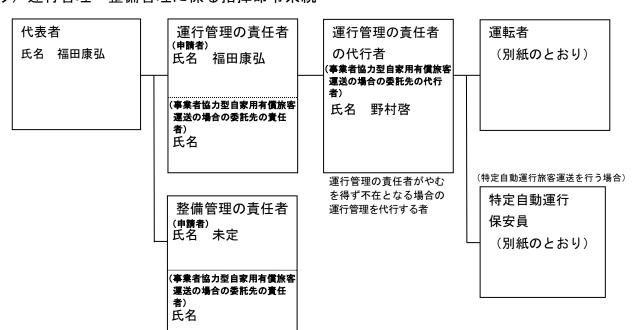
- ▶ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の 運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれか の要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ▶ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ▶ 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に〇印を記載するものとする。
- ▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ)整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1	未定		
2			
3			

▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿 岐阜県知事 殿

宣誓

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための 措置を講ずることを誓約します。

記

保険(共済)の種類	補償金額
対人保険 (共済)	最大 3000 万円
対物保険 (共済)	無制限

(年号) 令和6年11月20日

名 称 住 所 東白川村労働者協同組合

岐阜県加茂郡東白川村五加1546

代表者の氏名 代表理事 福田康弘

(番号)

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- 1. 登録番号
- 2. 登録の有効期間
- 3. 名称、住所、代表者の氏名 東白川村労働者協同組合 岐阜県東白川村五加1546 代表理事 福田康弘
- 4. 自家用有償旅客運送の種別 交通空白地有償運送
- 5. 路線又は運送の区域 東白川村全域
- 6. 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあっては、協力事業者の氏名又は名称及び住所
- 7. 登録に付す条件

(年号) 年 月 日

[参考]一般タクシー

請求額 (稅込)

初乗り運賃 1100 m 630 円 加算運賃 255 mごと 100 円加算 時間距離併用運賃 80 秒ごと 100 円加算

※一般タクシーが東白川村労働者協同組合が設定した初乗り運賃11000mを走行した場合の請求額4512円を超える請求はできない

東白川村労働者協同組合

経費額

ガソリン代 180 円/1リットル 17 km/1リットル

人件費(持込車両費含む)2000 円/時・人車両保険料640 円/日・1台

運行管理費 1500 円/台 ※運行計画作成および当日電話等対応

事務費 1500 円/台

請求額(稅込)

初乗り運賃 11000 m 3500 円 加算運賃 1000 mごと 150 円加算

待機料金 900 秒ごと 600 円加算 ←15分無料、1時間ごと2400円

時給

2000 円/時人の時給1500 円車の時給500 円

※ガソリン代は走行距離によって計算する

【前提条件】

①東白川村労働者協同組合では、初乗りを11kmまで(以下)として設定します

これは、村内移動の期待値が片道5kmだからです

参考:地図データ「東白川村人口推計500mメッシュと役場から半径6km同心円図」より、半径2km, 4km, 6kmの同心円参照

- ②走行距離は車載メーターの開始・終了から算出します
- ③待機時間は、目的地に到着して動いていない時間を記録して算出します

15分まで(以内)は無料とします

以後、15分ごとに計算します

予約時のルール

- ①行き先をすべてうかがう
- ②開始地点(お客様宅)から、全ルートを割り出し、距離計算

Googleマップによるもの

- ③運行計画の作成、移動および、待機時間の概算を計算
 - ※東白川村からの移動では、極端に信号等による停車時間が少なく、

時間距離併用運賃計算ができないため、一般タクシーの計算方法と異なり、

駐停車時にのみ、時間距離併用運賃が発生します。

例) 東白川村から中津川駅までの信号個数は、9つのみ

東白川村労働者協同組合 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 本組合は、人たるに値する生活と調和する就労機会を求めて出資をして組合員となり、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合として、多様な就労機会の創出と地域における多様な需要に応じた事業を促進することで、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを設立、存立の目的とする。

(名称)

第二条 本組合は東白川村労働者協同組合と称する。

(業業)

第三条 本組合は、次の各号の事業を行う。

- 一 軽作業(草刈り、片付け、荷物運びなど)
- 二 事務作業および事業改善コンサルティング
- 三 システムやホームページ制作
- 四 ITツールの選定や設定に関わる作業および、ITに関するコンサルティング
- 五 動画や画像、写真加工およびデジタルアートや印刷物の制作
- 六 広報・営業活動、情報発信および SNS 運用
- 七 施設の管理・運営・補佐
- 八 イベント企画・管理運営・補佐
- 九 自動車運転の代行
- 十 以上の業務内容に附帯する一切の業務および教育・指導

(事業を行う都道府県の区域)

第四条 本組合は、岐阜県を事業区域とする。

(事務所の所在地)

第五条 本組合は、主たる事務所を岐阜県加茂郡東白川村に置く。

(公告方法)

第六条 本組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示することによってする他、併せ て電子公告にて行う。

(規約等)

- 第七条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。
- 2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の定めにかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正 (条項 の移動等当該法令に規定する内容の実質的変更を伴わないものに限る) に伴う規定の整理については、総会の議決を要せず、理事会が決する。この場合、総会の議決を要しな い事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により組合員に通知する。

第二章 組合員

(組合員資格)

- **第八条** 本組合の組合員となる資格を有する者は、組合の設立・存立目的に賛同し、組合 の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。
 - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団の 構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しな い者その他暴力団準構成員
 - 二 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - 三 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる者
 - 四 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

- 第九条 本組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出することとする。
- 2 本組合は、前項の申込書が提出されたときは、理事会がその諾否を決定し、総会においてその加入を報告することとする。
- 3 本組合は、前項の定めにより加入を承諾したときは、書面によりその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込をさせることとする。
- 4 加入が認められた者は、第十六条の定めによる口数に応ずる金額の払込みを完了した

ときに、組合員の地位を取得する。

5 本組合は、組合員になろうとする者が組合員の地位を取得したときに、組合員名簿に記載し、又は記録することとする。

(意見反映)

- 第十条 本組合は、事業を行うに当たり組合員の意見を適切に反映させるために、下記について格別の配慮をしなければならない。
 - 一 組合員が、事業場又は事業所において定例の、又は臨時の組合員会議に参加し、事業及び労働条件を含む経営について、自主的に、又は理事会より提示される経営情報に基づいて話し合いを行い、それを取りまとめ、かつ、それを理事会に対し要望として提出することが保障されること。
 - 二 組合は、前号に記す会議の場において要望その他の提言について報告を受ける他、 その趣旨について必要な報告を聴取すること。
 - 三 当該の報告及び事業場又は事業所においてなされた組合員会議の議事次第は、書面 に記載し又は電磁的方法により記録し、その記載又は記録事項は事業場又は事業所 会議録の表題をもつ規則において定めること。
 - 四 組合は、要望その他の提言を行い、又はその論議に加わり、それを理事会への要望等とすることに賛同する等の行為をしたことをもって解雇、その他の労働関係上で不利益となる処遇をし、又は組合員としての処遇において差別的な取扱いをしてはならないこと。
- 2 組合は、総会の場において、前項にかかる組合としての対応について報告を行わなければならない。

(自由脱退)

- 第十一条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- 2 前項の通知は、事業年度の末日の九十日前までに、その旨を記した書面でしなければならない。

(定年を理由とする脱退)

- **第十二条** 組合員は、就業規則に定める定年に達したときは前条第一項の定めにかかわらず、あらかじめ通知を行うことなく定年に達した事業年度の終わりにおいて離職し、脱退する。
- 2 定年後も引き続いて就労することを希望する者は、組合の承認を得て組合員として再就労することができる。

(法定脱退)

- 第十三条 組合員は下記の事由によって脱退する。
 - 一 第八条に定められた組合員たる資格の喪失
 - 二 死亡
 - 三 除名
- 2 組合員は、前項の定めにもかかわらず、育児・介護を理由として休業した場合、組合員資格を喪失した者とみなされてはならない。

(除名)

- 第十四条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
 - 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
 - 二 組合の内部秩序を甚だしく損なう組合員
 - 三 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
 - 四 犯罪その他の組合の信用を失う行為をした組合員
- 2 除名は、除名した組合員に対しその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することはできない。

(脱退者の持分の払戻し)

- 第十五条 組合員は、自由脱退又は組合員たる資格の喪失により脱退したときは、その払 込済出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。
- 2 現物出資 (第二十条) の場合、前項に言う払込済み出資額とは、別表に記された現物の価格をいう。
- 3 組合は、組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額 (脱退した事業年度末における本組合の財産が実行された出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の当該出資額に応じて減額した額) を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しをする。ただし、除名による場合は、その半額を限度とする。
- 4 組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、前項の定めによる払戻しを停止することができる。
- 5 組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに 足らないときは、第三項の払戻しを行わないことができる。

(出資口数の減少)

第十六条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て事業年度

の終わりにおいてその出資口数を減少することができる。

2 出資口数の減少については、前条 (脱退者の持分の払戻し)の定めを準用する。

第3章 出資

(出資一口の金額)

第十七条 出資一口の金額は1000円とする。

2 組合員は、一口以上を保有しなければならない。

(出資の払込み)

第十八条 出資は、その全額を一時に、又は分割して払い込むことができる。

(増資)

- 第十九条 出資口数の増加又は出資一口の金額の増加による増資は、いずれの場合においても全組合員の同意を必要とし、定款変更決議のみによって組合員に増資又は追出資をさせることはできない。
- 2 出資一口の金額の増加による増資の場合、前項の定めにもかかわらず、組合員が既に引き受けているその口数に応じた金額を当該の増加させられることになる金額で除して出資一口の金額を増加させるときは当該組合員の同意を必要としない。

(現物出資)

- 第二十条 現物出資は、法第二十五条第三項に規定する期日 (理事が設立事務の引き渡しを受けた後に遅滞なくさせる第一回の払込みの期日) 以後においてもその申し込みを受け付けることができる。
- 2 組合員資格のある者が現物出資を申し入れたときは、第三十二条第一項の定めにより、理事会がその受け入れの条件及びその可否について決する。
- 3 本組合に現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数は別表のとおりとする。
- 4 現物出資をして組合員となった者については、前項の価格をもって払込済出資額とし、格別の事情がない限り、当該の組合員が脱退したときは、第二項にいう受け入れの条件に従って、又は第十五条第五号の適用を条件として第十五条第一項、第三項及び第四項の定めに従ってその持分の全部又は一部を払い戻すこととする。

(改算式による持分の計算)

第二十一条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定す

る。

2 持分の算定に当たっては、1000円未満の端数は切り捨てるものとする。

第四章 役員

(役員)

第二十二条 本組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、組合員が総会において選挙権を行使して選挙し、又は議決権を行使して選任する。

(役員の定数)

第二十三条 本組合に、理事三人を置く。

2 本組合に監事一人以上を置き、そのうち一人は法三十二条第五項に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(役員の任期)

- **第二十四条** 理事及び監事の任期は二年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の定めにかかわらず、その任期は、事情により、就任後二年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結のときまで伸長することができる。
- 3 役員の数が、その定数を欠くこととなったときは、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出される理事が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

(役員の選挙)

- **第二十五条** 役員は、総会において、役員定数に応ずる員数の氏名を連記する無記名投票 により選挙する。
- 2 理事は、組合員でなければならない。
- 3 役員は、法第三十五条第二号及び第三号に規定する欠格事由及び法第九十四条の四の 各号に該当する者であってはならず、かつ、各理事について、当該理事及び当該理事の 配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のあ る者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が三分の一を超えて含まれる ことがあってはならない。
- 4. 役員は、前第三項に該当する者でないことを就任にあたり書面で誓約をしなければならない。

(役員の報酬)

第二十六条 報酬は、理事と監事を区分して、総会の議決により定める。

2 前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(理事長)

第二十七条 理事のうち一人を理事長として理事会において互選する。

(代表理事)

第二十八条 理事長をもって代表理事とする。

2 代表理事は、組合を代表し、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事会)

第二十九条 理事会は、全ての理事をもって組織する。

- 2 理事会は、総会による決議事項とされるものを除き組合のすべての業務の執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事は、理事会の開催目的を理事長に示し理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から五日以内に、その請求のあった日から二週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、請求をした理事は理事会を招集することができる。
- 6 理事は、一事業年度に四回以上、業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 理事会の運営に関するその他の事項については、理事会規則で定め、又は理事の協議により決する。

(理事会の招集手続)

- 第三十条 理事会の招集は、理事会の会日の一週間前までに、その日時、場所及び理事会 の目的たる事項を示して各理事及び監事に対してその通知を行うことによってしなけれ ばならない。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
- 2 前項の通知は、電磁的方法によっても併せ行うことができる。
- 3 理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開くことができる。

(理事会の議長)

第三十一条 理事会においては、その都度、理事が議長となる。

(理事会の議決事項)

- **第三十二条** 本定款に特別の定めがある場合を除いて、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
 - ー 本組合の財産の取得及び譲渡並びに業務の執行に関する事項
 - 二 総会の招集及び総会に付議すべき事項
 - 三 本組合の財産及び業務の執行のための手続その他本組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
 - 四取引金融機関の決定
 - 五 前各号の他、総会の決議事項とされている事項以外であって理事会が必要と認めた 事項

(理事会の議決方法)

- **第三十三条** 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 本組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、 当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同 意の意思表示をしたときは、当該提案について監事が異議を述べたときを除いて、当該 提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第三十四条 理事会の議事については、労働者協同組合法施行規則第十一条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名し、又は記名押印することとする。
 - 一 理事会の開催された日時及び場所又は方法
 - 二 理事長以外の招集に係る場合は、その招集の旨
 - 三 議事の経過の要領及びその結果
 - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の 氏名
 - 五 法第三十八条第三項において準用する会社法の規定(取締役への報告義務)、法第四十四条において準用する会社法の規定 (取締役会への出席義務等)、法第四十四条第三項(自己契約をした理事による理事会への報告)及び法第四十八条第四項 (補償契約の当事者である理事による理事会への報告義務)の規定に係り述べられた意見又は発言の内容の概要
 - 六 理事会に出席した理事及び監事の氏名

- 七 理事会の議長の氏名
- 八 法第四十条第四項(みなし議決)の規定により理事会の決議があったとものとみなされる場合、その事項、その事項を提案した理事の氏名、決議があったとみなされる日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 九 法第四十条第五項 (理事又は監事が理事及び監事の全員に対し報告すべき事項を 通知した場合、理事会に当該事項を報告することを要しない旨の規定)の規定によ り理事会への報告を要しないものとされた場合、報告を要しないとされた事項、そ の報告を要しないとされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。
- 3 本組合は、議事録を通常総会の日の二週間前の日から主たる事務所に、十年間、その 写しを五年間従たる事務所に備え置く。

(監事)

- 第三十五条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、労働者 協同組合法施行規則第九条の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、労働者協同組合法施行規則第九条の定めるところにより監査報告を作成し、これに署名し、又は記名押印することとする。
- 3 監査報告を電磁的記録をもって作成する場合には、監事は、これに電子署名をしなければならない。
- 4 本組合は、監査報告を通常総会の日の二週間前の日から主たる事務所に、十年間、従たる事務所にその写しを五年間、備え置くこととする。

第五章 総会

(総会の招集)

第三十六条 本組合の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後三月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 3 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集理由を記した書面を提供して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決することとする。
- 4 前項の場合、組合員は、招集請求を書面に換えて電磁的方法により提出することができる。
- 5 第三項の請求の定めによる請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に

理事が招集の手続をしないときは、法第六十条の規定により、行政庁の承認を得て総会 を招集することができる。

(総会の招集手続)

第三十七条 総会の招集者は、会日の十日前までに、組合員に対して書面又は電磁的方法 で総会の日時、場所及び総会の目的である事項を示して通知しなければならない。

(総会の議長)

第三十八条 総会の議長は、総会に出席した組合員のうちから、その都度選出する。

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

- **第三十九条** 組合員は、第三十七条の定めによりあらかじめ通知された事項について、書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使することができる。
- 2 組合員は、前項の定めによる書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議 決権又は選挙権を電磁的方法で行使することができる。
- 3 組合員は、あらかじめ通知された事項について代理人として議決権及び選挙権を電磁的方法で行う場合に、その代理権を証するについて、書面に代え電磁的方法により行うことができる。

(総会への報告)

第四十条 理事は、事業場での組合員会議において取りまとめられた要望その他の提言 (第十条第一項) に係る組合としての方策の実施状況及びその結果を総会に報告しな ければならない。

(総会の議事録)

- 第四十一条 総会の議事について、労働者協同組合法施行規則第六十九条の定めるところ により下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名し 又は記名押印しなければならない。
 - 一 総会の開催された日時及び場所又は方法
 - 二 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 法第三十八条第三項において準用する会社法の規定(会計参与等の選任等、株主総会への報告義務、監査役の報酬)に係り述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要
 - 四 総会に出席した役員の氏名
 - 五 総会の議長の氏名
 - 六 議事録の作成を行った理事の氏名

- 2 創立総会の議事について、労働者協同組合施行規則第四条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名し又は記名押印しなければならない。
 - 一 創立総会が開催された日時及び場所
 - 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名
 - 四 創立総会の議長の氏名
 - 五 議事録の作成を行った発起人の氏
- 3 前二項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事が、 これに電子署名をしなければならない。
- 4 本組合は、総会の議事録を、総会の日から十年間主たる事務所に、その写しを五年間 従たる事務所に備え置く。

第六章 会計

(事業年度)

第四十二条 本組合の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わるものとする。

(剰余金の処分)

第四十三条 剰余金は、準備金、就労創出等積立金、教育繰越金としてこれを処分する。

(準備金)

- **第四十四条** 本組合は、出資総額の二分の一に相当する金額に達するまでは、毎事業年度 の剰余金 (ただし、前期繰越損失がある場合には、これを填補した後の金額。) の十 分の一以上を準備金として積み立てるものとする。
- 2 前項の定めによる準備金は、損失の填補に充てる場合を除いて取り崩すことができない。

(資本準備金)

第四十五条 本組合は、減資差益 (第十五条第三項ただし書きの定めにより払戻しをしない金額を含む) 及び合併差益を資本準備金として計上することとする。

(就労創出等積立金)

第四十六条 本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大により就労機会の創出を図るた

めに必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を就労創出等積立 金として積み立てることとする。

(教育繰越金)

第四十七条 本組合は、組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために必要な費用 に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を教育繰越金として翌事業年度に 繰り越さなければならない。

(剰余金を配当しない旨の定め)

第四十八条 本組合は、損失を填補し、第四十四条の準備金、第四十六条の就労創出等積立金及び第四十七条の教育繰越金を控除した後になお残る剰余金を、法第九十四条の三第一号の規定に従い組合員に配当することをせず、かつ、配当をしてはならない。

(欠損金の填補)

第四十九条 本組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、第四十四条の定めにより積 み立てた積立金、第四十五条の定めにより計上された資本準備金の順に取り崩してその 填補に充てるものとする。

第七章 解散

(解散事由)

第五十条 本組合は、次の事由により解散する。

- 一 総会の決議
- 二 組合の合併
- 三 組合についての破産手続開始の決定
- 四 定款で定める存続期間の満了
- 五 行政庁の解散命令
- 六 組合員が三人未満となり、そのなった日から引き続き六月間その組合員数が三人以上とならなかった場合において、その六月を経過した時
- 2 本組合は、前項の第一号、第四号又は第六号の事由により解散するときは、理事のうちより清算人を選任する。

(特定残余財産の帰属)

第五十一条 本組合は、債権を取立て債務を弁済した後の組合の残余財産は、組合員に払 込済出資額を限度としてその持分の全部又は一部を払い戻すこととする。 2 本組合は、前項の払戻しの後になお残余財産があるときは、総会において清算人の報告に基づいて国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合のいずれかに帰属させることとする。

(残余財産の処分)

- 第五十二条 本組合は、特定残余財産の帰属の処理を行い、かつ、債権を取立て債務を弁済した後の残余財産は、組合員に払込済出資額を限度としてその持分の全部又は一部を払い戻すこととする。
- 2 本組合は、前項の払戻しの後になお残余財産があるときは、総会において清算人の報告に基づいて国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合のいずれかに帰属させることとする。

附則

1 設立当時の役員の任期

設立当時の役員の任期は第二十四条の定めにかかわらず、役員を選任した創立総会の日より最初の通常総会の終結時までとする。

2 最初の事業年度 (定款には、下線部のみを記す)

最初の事業年度は、本組合の設立の日より、令和六年一月三十一日までとする。

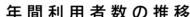
第二十条第三項に定める別表は以下とする。

出資財産名	価格	与える出資口数	氏名

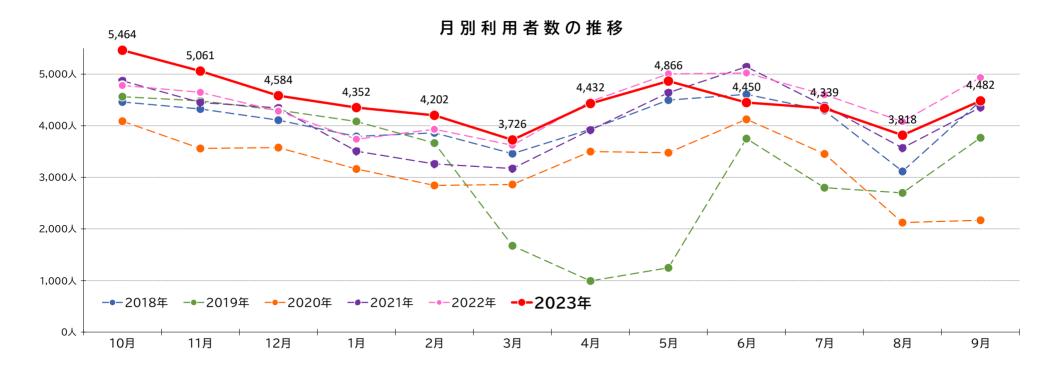
おでかけしらかわ・ひがししらかわ 利用実績

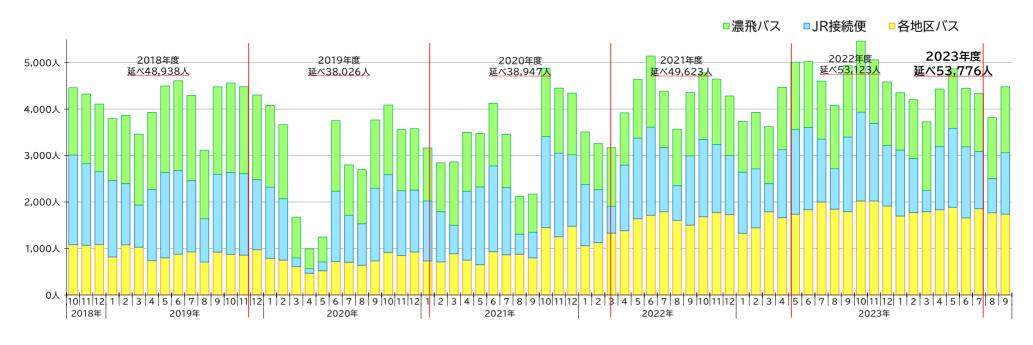
【2023年度実績】2023.10~2024.9

1202	濃飛バス						JR接続便(町自家用有償)				各地区バス(町自家用有償)				合 計				
		2023年		2022年	増減	増減率	2023年	2022年	増減	増減率	2023年	2022年	増減	増減率	2023年	2022年	増減		
	東白川	中央	計	2022+	>D//>	*H//N-T-	2025+	2022-	~ E // 74	70//2-	2025+	2022-	2 H 11-24	*H#X-T-	2025+	2022-	2H//W	7H//X-T	
10月	1,036	492	1,528	1,434	194	↑7%	1,914	1,665	↑249	15%	2,022	1,682	1340	120%	5,464	4,781	1683	14%	
11月	844	525	1,369	1,406	↓37	↓3%	1,671	1,468	↑203	14%	2,021	1,773	↑248	14%	5,061	4,647	↑414	19%	
12月	883	486	1,369	1,286	183	16%	1,301	1,268	133	13%	1,914	1,730	184	↑11%	4,584	4,284	1300	↑7%	
1月	790	442	1,232	1,095	137	13%	1,422	1,318	1104	18%	1,698	1,326	1372	128%	4,352	3,739	↑613	116%	
2月	824	443	1,267	1,219	148	14%	1,161	1,269	↓108	↓9%	1,774	1,444	1330	123%	4,202	3,932	1270	↑7%	
3月	1,002	472	1,474	1,223	1251	↑21%	461	611	↓150	↓25%	1,791	1,788	13	↑0%	3,726	3,622	104	13%	
4月	750	483	1,233	1,345	↓112	↓8%	1,366	1,462	↓96	↓7%	1,833	1,664	1169	10%	4,432	4,471	↓39	↓1%	
5月	837	441	1,278	1,448	↓170	↓12%	1,702	1,822	↓120	↓7%	1,886	1,736	150	19%	4,866	5,006	↓140	↓3%	
6月	844	418	1,262	1,420	↓158	↓11%	1,530	1,767	↓237	↓13%	1,658	1,835	↓177	↓10%	4,450	5,022	↓572	↓11%	
7月	771	478	1,249	1,249	10	↑0%	1,235	1,354	↓119	↓9%	1,855	2,000	↓145	↓7%	4,339	4,603	↓264	↓6%	
8月	866	445	1,311	1,365	↓54	↓4%	740	869	↓129	↓15%	1,767	1,847	↓80	↓4%	3,818	4,081	↓263	↓6%	
9月	959	462	1,421	1,535	↓114	↓7%	1,322	1,608	↓286	↓18%	1,739	1,792	↓53	↓3%	4,482	4,935	↓453	↓9%	
合計	10,406	5,587	15,993	16,025	↓32	↑0%	15,825	16,481	↓656	↓4%	21,958	20,617	↑1,341	↑7%	53,776	53,123	↑653	↑1%	





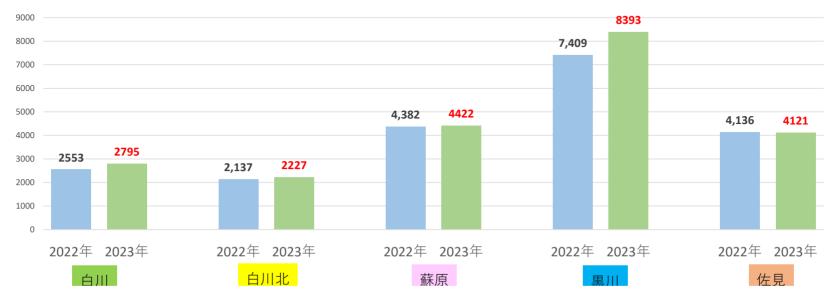




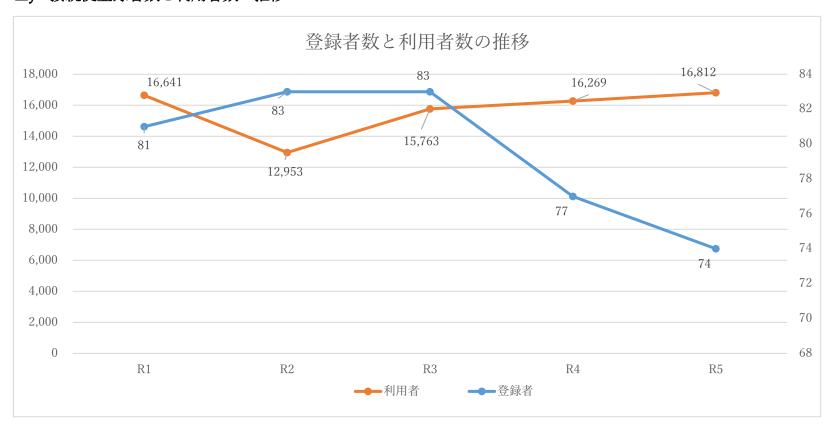
各地区バスの実績

	白川			白川北			蘇原			黒川			佐見			
	2023年	2022年	増減	2023年	2022年	増減	2023年	2022年	増減	2023年	2022年	増減	2023年	2022年	増減	
10月	310	194	↑116	207	153	↑ 54	426	346	↑80	755	602	↑ 153	324	387	↓ 63	
11月	271	209	↑62	164	200	↓ 36	475	422	↑53	750	567	↑ 183	361	375	↓ 14	
12月	268	188	↑80	177	170	↑7	386	390	↓4	750	601	↑ 149	333	381	↓ 48	
1月	187	155	↑32	138	93	↑ 45	355	311	↑44	737	487	↑ 250	281	280	1	
2月	217	165	↑52	152	153	↓1	366	302	↑ 64	723	550	↑ 173	316	274	↑ 42	
3月	223	224	↓1	195	158	↑ 37	361	388	↓ 27	694	684	↑10	318	334	↓ 16	
4月	252	273	↓ 21	186	152	↑ 34	385	335	↑50	666	607	↑ 59	344	297	↑ 47	
5月	275	251	↑24	195	179	116	374	364	↑10	626	628	↓2	416	314	↑102	
6月	205	217	↓12	169	192	↓ 23	290	384	↓ 94	638	639	↓1	356	403	↓ 47	
7月	205	240	↓ 35	213	273	↓ 60	332	345	↓13	718	702	↑16	387	440	↓ 53	
8月	177	224	↓ 47	221	243	↓ 22	315	392	↓ 77	744	637	↑107	310	351	↓ 41	
9月	205	213	↓8	210	171	↑ 39	357	403	↓ 46	592	705	1 ↓ 13	375	300	↑ 75	
合計	2795	2553	↑ 242	2, 227	2137	↑90	4, 422	4382	↑ 40	8, 393	7409	↑ 984	4, 121	4136	↓ 15	

各地区バスの比較



■JR 接続便登録者数と利用者数の推移



R1~R5までの高校生の人数と JR接続便利用者を比較(生徒数との比較のため利用者数は会計年度)

- ●高校生の人数は年々減少しているが、JR接続便利用者数はR2にコロナ禍で減少したものの、それ以降は増加している。
- ●R6 以降は接続便利用者が昨年比で減少している。毎月平均12%ほど減少しているが、接続便登録者数も14%減しているため、それを上回るほどの利用減ではなく適正な減少率である。

佐見地区の運行見直しにおける実績

問題点

- ① 白川病院への利用者の9割以上が8:55発を利用しているが、そのうちの7割以上の人が白川病院 10:40発に間に合わず病院で1時間以上待ち、白川病院12:40発を利用している。
- ②白川、三川方面への買い物利用の場合、白川病院で乗り継ぐ必要があるが接続が悪く、行き帰りともに 30分以上白川病院で待たなければならない。

□見直し前

1ヶ月あたりの利用者

・行き (栗林7:30発) 3.7人 ・帰り (白川病院10:40発) 12.3人

・行き(栗林8:55発) 44.6人 ・帰り(白川病院12:40発) 37.6人

計 48.3人 計 49.9人

□見直し後

・行き(栗林8:05発) <u>50.0人</u> ・帰り(ゲンキー10:30発) <u>64.0人</u>

・8:57分に病院に着き、10:52分の病院発で帰れる。どちらも直通で佐見まで

・買い物の場合も乗継の必要が無く直通で行ける。開店後に到着し約1時間後に便があるため、十分な買い物時間が確保でき、待ち時間も長くない。

		佐見	
日付	曜日	佐見 行き	帰り
1日	火	1	
2日	水	6	3
1日 2日 3日 4日	木	1	2 3 3
4日	金	2	1
5日 6日 7日 8日 9日	±		
6日	日		
7日	月	4	3
8日	火	1	1
9日	水	4	3
10日	木	1 4 2 2	3 1 3 3 8
11日	金	2	8
7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日	土		
13日	日		
14日	月		
15日	火	1	3
16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日	水	4	3 0 1 3
17日	木	4 0 2	1
18日	金	2	3
19日	±		
20日	日		
21日	月	3	10
22日	火	3	4
23日	水	3 3 2 1 2	10 4 1 1 5
24日	木	1	1
25日	金	2	5
26日	±		
27日	日		
28日	月	1	2
29日	火	3	1
30日	水	2	3
28日 29日 30日 31日	曜火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木	3 2 3 50	1 3 3 64
合	計	50	64

高齢者交通安全大学の実施について

■概要

地域公共交通計画に位置付けられた「ノーマイカー生活(免許返納)の推進」の一環として、白川町高齢者交通安全大学校でバスの乗り方教室と運転免許返納講座を実施した。

■日時・場所 令和6年9月24日(火)13:00~14:30 @白川町町民会館

■参加者

21名

(白川地区2名、白北地区5名、蘇原地区6名、黒川地区2名、佐見地区6名)

■実施内容

- ◆ 参加者は、自宅から会場までおでかけしらかわの各地区バスと濃飛バスに 乗り換えて集合した。
- 加茂警察署から安全運転講話と免許返納の際の補助支援 制度の説明があった。
- 帰りの交通手段のおでかけしらかわの電話予約のデモンストレーションを行った。
- ※往路は参加者による予約は行わず、復路も地区ごとで一括 予約を行った。

■参加者の声

- 免許保持しているため自家用車の利便性にはかなわない。
- 乗り換えが面倒、待ち時間が気になる。
- まだ必要性に迫られていないため、今すぐにおでかけしらかわを利用することは考えていない。

■今後に向けた考え方

- 免許保持者に対して個人利用のシーンは想定が難しい。
- 複数乗車や大人数で利用する場合について、行事の主催者等と協議し公共交通を意識した場所や時間設定を行う。(メリットをPR)
- 個人ごとで電話予約ができるように次回の開催には改善する。

デジタル技術を活用した使いやすいシステムの導入に向けた調査について

■概要・目的

以下の目的のために、デジタル技術の活用について事例調査を実施した。

- 電話予約の難しい利用者(難聴・物忘れなど)に対する支援策として
- 高校生やネット活用世代のニーズへの対応と利便性向上
- 交通手段や予約情報の検索と運賃決済のシステム化
- 利用者のデータ取得・活用による施策の評価・改善

■視察先

岐阜県各務原市 「チョイソコ各務原」







■視察内容

- 視察日時 令和 6 年 9 月 30 日 (月) 14:15~16:00
- JR鵜沼駅近くの飲食店からチョイソコ各務原(デマンドタクシー)に乗り、 ふれあいバスを乗り継ぎ各務原市役所へ移動した。
- Web予約では、出発時間と到着時間、料金の確認ができ、利用時間の 20 分前まで予約が可能であることから利便性が高いと感じた。
- 乗合率 1.2~1.3 人(市はふれあいバスの運行できない地区への補充である ため乗合率を高めることは考えていない)
- システムの委託先(アイシン)がイベント企画とスポンサー探しを行う。
- 令和 5 年度 32,000 千円 (3900 円/1 時間+消費税(参考:貸切 8,000 円)、 タクシー1 台 3,481 千円)
- 利用者の大半が高齢者のため 9 割が電話予約

■今後に向けた考え方

- 上記の概要・目的のため、必要な機能の導入を検討
 - > ネット予約(グーグル・ラインなど)の実現→データ・ログの取得
 - ▶ 運賃の電子決済化(地域通貨 Shiraca)
 - ▶ サイネージ予約(呼び出し専用表示板)
- AI を活用できていない(できない)システム、AI 機能の限界(1日1台13回転まで)
- AI は現状必要ない(代替えできない)
- AI の配車は最後になる

企業版ふるさと納税制度の寄附に係る感謝状を贈呈しました



概要

令和6年8月26日(月)14:00から白川町役場公室で、白川町で第1号となる企業版ふるさと納税制度によるご寄附を賜った、岐阜県美濃加茂市のワン・イレブン株式会社と日本ポリ鉢販売株式会社に、白川町長から感謝状を贈呈しました。

ご寄附をいただいた企業

下記の2社からご寄附を賜りました。

■ ワン・イレブン株式会社 代表取締役 大岩正美(出席者 常務取締役 大岩良多)

岐阜県美濃加茂市山手町三丁目 26 番地 1

寄附金額 1,000,000円

■ 日本ポリ鉢販売株式会社 代表取締役 大岩正美(出席者 専務取締役 大岩伸行)

岐阜県美濃加茂市山手町三丁目 26 番地 1

寄附金額 1,000,000円

寄附対象事業

■ 地域のちからを結集した地域公共交通サービスの充実

誰もが気軽に「おでかけ」できる町を目指し、EV(電気自動車)を活用した防災と公共 交通の充実や、レンタサイクルとデマンドバスを活用した「ONEWAY サイクル」の整備費用 に活用させていただきます。

その他

ご寄附をいただいた企業は、白川町内に物流センターや倉庫等を有し、代表取締役は白川町在住、常務取締役と専務取締役は白川町出身です。ふるさとへの貢献と白川町の持続可能な暮らしに活用頂ければと企業版ふるさと納税によるご寄附を賜りました。

東白川村の公共交通利用状況について

1. 業務内容 ※10 月 1 日~10 月 31 日

①東白川つちのこバス

稼働日数:毎日

稼働路線:5路線(越原上線、越原下線、親田線、西中線、五加線)

稼働本数:各路線1日4便

利用者総数:363人(1日あたり11.7人)

②中核通院支援バス

稼働総数:6日(11台) ※毎週「月・水・金」 予約制で運行

稼働路線:下呂方面、中津方面、美濃加茂方面

利用者総数:17人

③透析通院バス

稼働総数:火・木・土曜日 毎週 稼働路線:下呂方面、白川方面

④その他業務

医療機関等送迎サービス、老健・デイサービス送迎 等

①~④の業務を運転手 15 人 (フルタイム 6 人、パートタイム 9 人) で運行しています。

- 2. 住民から問い合わせ
- ①東白川つちのこバス

(11月25日ダイヤ改正により対応)

- ・通過場所予定到着時間より遅れる路線がある。
- ・運行間隔が長いため待ち時間が長い。
- ・定期ルートではなく予約制で家まで来てほしい。

(検討中)

- ・高校生の通学に利用ができない。
- ・待合所を増やしてほしい。
- ・お客を乗せていないのに走っているのはもったいない。

②中核通院支援バス

(検討中)

・別日(火・木)も運行してほしい。

